

## 県立ゆうあい中学校（夜間中学）における令和7年度（2025年度）使用教科用図書採択について

（提案理由）

県立学校における教科用図書採択については、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第1項第12号の規定により、教育委員会に付議する必要があるため。

参考：関係法令条項等

熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成20年熊本県教育委員会規則第5号）

（委任）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1)～(11)（略）

(12) 県立学校教科用図書採択の基本方針及び教科用図書の採択

(13)～(25)（略）

2（略）

県立学校における教科用図書採択の基本方針（平成27年6月改正）

3 教科用図書採択の方法

(3)教科用図書の採択

ウ 教育委員会は、県立学校において使用する教科用図書について審議し、採択する。

## 調査研究の方法及び選定意見書の見方について

### 調査研究の方法

昨年度の夜間中学の教科書採択の調査研究では、採択替えの年ではないことから、県立の3つの中学校が使用している教科書を基本としながらも、生徒のニーズが他の3つの中学校とは異なることが想定されることから、県内市町村立中学校で使用されている教科書も含めて調査研究を実施

本年度は、教科書採択替えの年となることから、各種目、全ての教科書発行者の教科書について調査研究を実施

県で作成した「選定資料」を参考に、県立ゆうあい中学校の生徒が使用する上で特に必要と考えられる3つの視点を重視して調査研究を実施

### 選定意見書の見方

資料は大きく2段で構成しています。

1段目：各教科書発行者の特徴を示しています。

2段目：県立ゆうあい中学校の生徒が使用する上で特に必要と考えられる次の3つの視点から、特に工夫されていると評価した教科書について、その特徴を示しています。

#### <視点1>基礎・基本の定着のための工夫がなされているか

理由：10代から高齢者まで幅広い年齢層に加え、習熟度の幅が広いことから、小学校の振り返りを含めた基礎的・基本的学習ができるような工夫が必要であるため。

#### <視点2>視覚的に理解できる工夫がなされているか

理由：日本語指導が必要な生徒や、文字の読みに困難さを感じる生徒等が在籍していることから、写真やイラスト等が効果的に用いられることで興味・関心が高まり視覚的に理解できるような工夫が必要であるため。

#### <視点3>人権尊重に基づく学習活動等の配慮がなされているか

理由：生活を含む多様な背景を持った生徒が在籍していることから、互いを尊重する姿勢や人権感覚を養い、人権感覚を高めることが必要であるため。